

(最終版)

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.89平成23年3月15日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

(本相談室だよりNo.89は東京都障害関係施設・事業者を対象として発行しています。)

多機能型事業所等においては各指定事業所等毎に経理区分が必要です。

当相談室に寄せられたご相談に対する会計専門相談員の回答です。なお、東京都福祉保健局指導調整係において、回答内容と特段異なる指導内容は示されていません。参考にしてください。

【ご相談】

多機能型の就労支援会計について「就労支援の事業の会計処理の基準」に関するQ&A No.22 で就労支援事業を1つの会計単位として、それぞれの会計単位の中で、各事業所を経理区分とし、事業所に複数の事業がある場合にはそれを事業区分として経理していただくこととなります、となっています。

私どもの施設では就労移行支援と就労継続支援B型を多機能型で行っておりますが、上記のQ&Aを見落とし、新体系移行時より2事業を1つの経理区分で処理してしまいました。

東京都に確認したところ、就労移行と就労継続は分けて処理するようにとのご指導をいただきました。平成22年度もすでに1つの経理区分で処理してきており、これから分けるとするとどのように処理したらよろしいのでしょうか？

1 経理規程上も就労支援事業会計(〇〇経理区分)としており、就労移行と就労継続を分けていないため、平成22年4月1日に遡って経理規程の経理区分設定(条文)を変更すべきでしょうか。

2 固定資産も4月1日に各経理区分ごとに遡って按分しなければならいのでしょうか。

3 23年度以降は分離した経理区分において決算することとし、22年度の決算書は適正な按分による表示でよいのでしょうか。

具体的にどのような処理を行えばよいのかご教示ください。

【回答】

1 行政的に何時からと言われていないのであれば、何時から分けなければならないかをご確認頂くことが必要であろうかと思われます。

基本的に当該通知は既に発出されており、その主旨に今すぐ従いなさいと言うのであれば、平成22年4月1日に開始する事業年度から適用することになり、そこまで遡る必要があるでしょう。

したがって、経理規程上もそのように整理し、平成22年4月1日に原則遡って効力が発生する旨を付して理事会において承認をもらう必要があるでしょう。ただし、理屈の上では遡って適用すべき事柄ですが、既に会計処理を実施済みであることを考えると次年度からの区分経理により整理することも認められる可能性があるでしょう。

2 経理区分を分けるということは、貸借対照表を別けるということの意味しておりません。

したがって、固定資産を経理区分毎に分割する必要性はありませんが、減価償却費を経理区分(社会福祉法人以外においては事業区分)に按分する必要性が生じる可能性もありますので、両事業における活用に応じて按分する基準を作成し、継続的に適用する必要があるでしょう。

その意味では、当該按分基準を制定し規定化する必要があります。

3 基本的に、会計帳簿をどのように作成するかという意味では、就労移行と就労継続双方の会計を一つの帳簿組織の中で作成することは問題のない話ですが、その場合にそれぞれの経理区分を部門として作成できるシステムとなっているか否かが問題となるでしょう。

そのような部門処理が可能なシステムであれば従来作成しているデータについて両区分に割り付ける作業を実施すれば決算書も作成が可能となるかと思われます。

これに対して、そのような部門処理が出来ない場合には、区分した会計帳簿を二つ作成する必要があるでしょう。

なお、ご照会のように一つの会計帳簿組織において作成された資金収支計算書及び事業活動収支計算書を決算に際して運算表によって分割する方法も一つの方法ですが、その際に分割の基準について説明可能な資料を用意し、行政指導において十分に納得が得られる体制としておく必要があります。

また、前年度において計算された、次期繰越活動収支差額と当期末支払資金残高を今年度における事業活動収支計算書の前期繰越活動収支差額及び資金収支計算書の前期末支払資金残高に区分するための方法が就労支援事業会計基準等関連通知において示されておきませんので、適切な方法によって按分計算を行う必要が生じてきます。

その際には、過去の事業において両者を区分する事態が存在していたわけではないため論理的に適切な方法は存在しないこととなりますので、平成22年度における当初予算における両事業の支出割合で按分する等基準を明確にした上で行うことになるでしょう。

<参考>

多機能型事業所等における会計処理について

(1)会計単位及び経理区分

多機能型事業所等(生活介護において生産活動を行っている場合であって、就労支援事業会計処理基準に基づく会計処理を行う場合を含む。)を運営する社会福祉法人においては、就労支援事業等を1つの会計単位として、本部及び各指定事業所毎に経理区分を設け、並びに各就労支援事業毎に事業区分を設けるものとし、就労支援施設会計処理基準により会計処理を行うものとする。

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日)(社援発第1002001号)より

<専任相談員補足>

①厚生労働省の考え方では、多機能型はあくまでも、指定された各事業所の最低定員を下げるだけであって、それぞれが個別の事業所という認識です。それゆえ、経理区分は別々になります。

②「多機能型事業所に係る指定は当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行う」(「基準について障発第1206001号」)第二の1の(3)と規定されています。